

生食発0726第1号  
令和5年7月26日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び  
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第99号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第240号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

フィチン酸カルシウムを省令別表第1に追加したこと。

2 規格基準告示関係

(1) 残留基準値関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定し、又は改正したこと（別紙参照）。

動物用医薬品イソシンコメロン酸二プロピル、農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン、動物用医薬品ジミナゼン、農薬ピリダクロメチル、動物用医薬品ピリメタミン、動物用医薬品マホプラジン並びに農薬メトブロムロン

## (2) 添加物関係

フィチン酸カルシウムの成分規格を設定したこと。また、フィチン酸カルシウムの使用基準として、ぶどう酒以外の食品に使用してはならないこととした上で、その使用量は、フィチン酸カルシウムとして、ぶどう酒1Lにつき0.08g以下でなければならないこととしたこと。

硫酸銅の使用基準を改正し、ぶどう酒にも硫酸銅を使用することができることとした上で、その使用量は、硫酸銅（II）五水和物として、ぶどう酒1Lにつき10mg以下でなければならない、また、銅として、ぶどう酒1Lにつき2mg以下を超えて残存しないように使用しなければならないこととしたこと。

## 第2 施行期日又は適用期日

### 1 省令関係

公布の日から施行すること。

### 2 規格基準告示関係

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準>

農薬等	食品
イソプロチオラン	米（玄米をいう。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイス

### 3 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

## 第3 運用上の注意

### 1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。ただし、ピリメタミン

は、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

- (2) 今回残留基準値を設定する「イソシンコメロン酸二プロピル」の規制対象は、イソシンコメロン酸二プロピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「イソプロチオラン」の規制対象は、農産物及び魚介類にあつてはイソプロチオランのみとし、畜産物にあつてはイソプロチオラン及び代謝物C【モノイソプロピル 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロネート】とすること。ただし、代謝物Cはイソプロチオランの濃度に換算すること。なお、改正前の残留の規制対象は、イソプロチオランのみであること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ジミナゼン」の規制対象は、ジミナゼンジアセツラートのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、ジミナゼンのみであること。
- (5) 今回残留基準値を設定する「ピリダクロメチル」の規制対象は、ピリダクロメチルのみとすること。
- (6) 今回残留基準値を設定する「ピリメタミン」の規制対象は、ピリメタミンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「マホプラジン」の規制対象は、マホプラジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定する「メトブロムロン」の規制対象は、メトブロムロンのみとすること。

## 2 添加物関係

- (1) フィチン酸カルシウム及び硫酸銅の使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。
- (2) フィチン酸カルシウム及び硫酸銅の使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に規定する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。

## 3 その他

- (1) 一般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬ピリダクロメチル及び農薬メト

ブロムロンに係る新規農薬登録が行われる予定であること。

- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除する場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗<sup>こう</sup>を除き果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01ppm）が適用されること。

## 別紙

## 動物用医薬品イソシンコメロン酸二プロピル（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.004	0.004
鶏の筋肉	0.004	0.004
その他の家きんの筋肉	0.004	0.004
鶏の脂肪	0.004	0.004
その他の家きんの脂肪	0.004	0.004
鶏の肝臓	0.004	0.004
その他の家きんの肝臓	0.004	0.004
鶏の腎臓	0.004	0.004
その他の家きんの腎臓	0.004	0.004
鶏の食用部分	0.004	0.004
その他の家きんの食用部分	0.004	0.004
鶏の卵	0.004	0.004
その他の家きんの卵	0.004	0.004
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.004	0.004
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.004	0.004
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.004	0.004
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.004	0.004
魚介類（貝類に限る。）	0.004	0.004
魚介類（甲殻類に限る。）	0.004	0.004
その他の魚介類	0.004	0.004
はちみつ	0.004	0.004

農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン（殺菌剤／殺虫剤／植物成長調整剤／牛の肝疾患用剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	● 7	10
みかん（外果皮を含む。）	2	2
りんご	0.05	0.05
日本なし	0.05	0.05
西洋なし	0.05	0.05
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.02	0.02
もも	● /	0.02
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.02	/
うめ	0.03	0.03
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05
ぶどう	0.02	0.02
バナナ	○ 0.9	
その他のスパイス	● 7	10
牛の筋肉	○ 0.04	0.02
豚の筋肉	○ 0.04	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.04	0.01
牛の脂肪	○ 0.06	0.02
豚の脂肪	○ 0.06	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.06	0.01
牛の肝臓	○ 1	0.02
豚の肝臓	○ 1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.01
牛の腎臓	○ 0.9	0.02
豚の腎臓	○ 0.9	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.9	0.01
牛の食用部分	○ 1	0.02
豚の食用部分	○ 1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.01
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.07	
その他の家きんの脂肪	○ 0.07	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	

農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	○ 0.03	
その他の家きんの卵	○ 0.03	
魚介類	3	3

動物用医薬品ジミナゼン（抗原虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	12	12
牛の腎臓	6	6
牛の食用部分	○ 12	6
乳	○ 0.2	0.15

農薬ピリダクロメチル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.01	
大麦	0.01	
ライ麦	0.01	
その他の穀類	0.01	
大豆	○ 0.2	
てんさい	○ 0.2	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 3	
なす	○ 2	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 2	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.5	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.9	
いちご	○ 4	

農薬ピリダクロメチル（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

動物用医薬品ピリメタミン（内部寄生虫駆除剤／合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
豚の筋肉	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05

動物用医薬品ピリメタミン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05

動物用医薬品マホプラジン（鎮静剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03
豚の食用部分	0.03	0.03

農薬メトブロムロン（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.01	
大豆	0.01	
小豆類	0.01	
ばれいしょ	0.01	

脚注

※○：令和5年7月26日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年7月26日適用（基準値を引き下げる品目等）

- 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ピリメタミンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。